

医政発 1220 第 8 号  
令和元年 12 月 20 日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
( 公 印 省 略 )

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」  
の公布について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 1220 第 8 号  
令和元年 12 月 20 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

## 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 の公布について（通知）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号。）については、令和元年 12 月 11 日に公布され、これに伴い、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、順次施行することとされました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれでは、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

今般、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における株主総会、取締役等や社債の管理等に関する規律に係る規定が見直されたところ、医療法は、医療法人について会社法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「会社法等」という。）の規定と同内容の規定や、会社法等の規定を準用する規定を置いていることから、医療法においても必要な部分について同様の措置を行うもの。

#### 第 2 改正の主な内容

##### 1 医療法の一部改正

###### (1) 社員総会資料の電子提供制度（第 46 条の 3 の 6 関係）

会社法において、株主総会資料について電子提供措置を取ることができる旨の規定及びその手続に係る規定を新設することとなり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）についても、一般社団法人の社員総会について同趣旨の規定を新設することとなったところ、社団たる医療法人についても社員総会の規定があることから、同様の措置を行うこととすること。

###### (2) 役員に対する補償契約及び役員のために締結される保険契約（第 49 条の 4 関係）

会社法において、役員に対する金銭以外のインセンティブとして、役員がその職務の執行に関して生じた第三者への損害賠償等に関する費用を株式会社が補償す

る契約や、当該損害を補填することを約する保険契約であって役員等を被保険者とする契約に係る規定を新設することとなり、法人法についても、一般社団法人及び一般財団法人の役員等について同趣旨の規定を新設することとなったところ、医療法人の役員についても会社法等の規定に合わせ、同様の措置を行うこととすること。

(3) 社債の管理について（第 54 条の 3、第 54 条の 5 の 2 及び第 54 条の 7 関係）

会社法において、社債管理補助者の制度を新設し、社債権者集会の決議によらなければ社債管理者がしてはならない行為に元利金の減免を追加し、また、社債権者集会の決議の省略に係る規定を新設することとなったところ、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合の規定は、基本的に会社法の社債に係る規定と同内容の規定とし、又は会社法の社債に係る規定を準用していることから、社会医療法人債についても同様の措置を行うこととすること。

(4) 理事等の責任追及等の訴えに係る訴訟における和解（第 49 条の 2 関係）

会社法において、役員等の責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に係る規定を新設することとなり、法人法についても同趣旨の規定を新設することとなったところ、医療法人についても、理事等に対する責任追及等の訴えが提起されることはあり得るため、法人法の規定を準用することとすること。

(5) 計算書類の公告義務の見直し（第 51 条の 3 関係）

一定規模以上の医療法人に義務づけられている計算書類の公告義務について、今般会社法等の改正に合わせ医療法の規定を整備する機会を捉えて、会社法と同様に、公告の開始時期についての規定を置くとともに、公告方法について、会社法等と同様に、その手続きの簡素化を図ることとすること。

(6) 従たる事務所の登記の廃止（第 70 条の 21 第 6 項関係）

会社法において会社の支店の所在地における登記及び法人法において従たる事務所の所在地における登記が廃止されることに伴い、地域医療連携推進法人についても、従たる事務所の所在地における登記に係る規定を削除することとすること。

## 2 施行期日等

(1) 施行期日

医療法に係る改正規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとすること。

ア 法律の規定中の平成を令和に改める措置（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の改正） 公布日（附則第 1 号関係）

イ 1 の(1)及び(6) 会社法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（公布の日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日）（附則第 3 号関係）

(2) 経過措置（第 72 条関係）

改正後の医療法の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

## 法律第七十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 目次

- 第一章 法務省関係（第一条—第十七条）
- 第二章 内閣官房関係（第十八条—第二十条）
- 第三章 内閣府関係

  - 第一節 本府関係（第二十一条—第二十三条）
  - 第二節 金融庁関係（第二十四条—第四十七条）

- 第四章 総務省関係（第四十八条—第五十一条）
- 第五章 財務省関係（第五十二条—第六十四条）
- 第六章 文部科学省関係（第六十五条—第六十八条）
- 第七章 厚生労働省関係（第六十九条—第七十九条）
- 第八章 農林水産省関係（第八十条—第九十二条）
- 第九章 経済産業省関係（第九十三条—第一百四十四条）
- 第十章 国土交通省関係（第一百五十五条—第一百二十三条规定）
- 第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任（第一百二十四条・第一百二十五条）

### 附則

#### 第一章 法務省関係

（外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正）

**第一条** 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「並びに第一百三十二条」を「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める。

（担保付社債信託法の一部改正）

**第二条** 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「並びに第七百三十三条第三項」を「第七百三十三条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項」に「これらの規定」を「同法第七百十七条第二項」に、「担保付社債信託法第一条第一項に規定する」を「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約（以下単に「信託契約」という。）の受託会社」と「同法第七百八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又是信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十三条第三項並びに第七百三十五条の二

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が

役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十二条第五号中「第三十一条の八第四項」を「第三十一条の十第四項」に改める。

第七十三条中「第三十一条の七」を「第三十一条の九」に改め、「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を「(第十一項まで)」の下に「(第八百四十九条の二各号)」を加え、「第三十一条の七第二項」を「第三十一条の九第二項」に改め、「までの間」との下に「同法第三百六十一条第一項第六号中「金錢でないもの」(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金錢でないもの」と、同条第四項中「第(項各号)」とあるのは「第一項(第三号から第五号までを除く。)」と、「第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」とあるのは「各監事」とを加える。

第八十一条から第八十三条までを次のように改める。

第八十一条から第八十三条まで 削除

第九十条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十二条中「(第十七条から)」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号」及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「(第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条)」に改め、「同法第四

十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」とを削り、「清算人」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」(とあるのは「消費生活協同組合法第二百号)」第九十二条において準用する商業登記法(と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第一百四十五条」と)を加える。

第九十二条の二第二項中「(第三十一条の八第一項)」を「(第三十一条の十第一項)」に改める。

第一百条第一項第五号中「第三十一条の七第九項」を「第三十一条の九第九項」に改め、同項第六号中「第三十一条の七第十一項」を「第三十一条の九第十一項」に改め、同項第十四号中「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改め、同項第十七号中「(含む。)」の下に「又は第三十一条の六第四項」を加え、同項第十八号中「第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項」を「第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の十第三項」に改め、同項第二十一号中「第三十一条の九第一項」を「(第三十一条の十一第一項)」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 前条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下この条において「新消費生活協同組合法」という。)第三十一条の六(新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新消費生活協同組合法第三十一条の七(新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 前条の規定による消費生活協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(医療法の一部改正)

第七十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 役員等の損害賠償責任(第四十七条第一項)」を「第九款 補償契約 役員等の

損害賠償責任(第四十七条第一項)」に改める。

第四十六条の三の六中「第五十七条」を「第四十七条の二(各号列記以外の部分に限る。)」、第四十七条の三第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第四十七条の六及び第五十七条に、「同条第一項」を「同法第四十七条の二中「(次に掲げる資料(第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。)」とあるのは「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七条の三第一項中「(次に掲げる)とあり、及び同法第四十七条の五第一項中「第四十七条の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前の」と、同法第四十七条の六中「同項第六号」とあるのは「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七条第一項に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「ものとする」の

下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第四十九条の二中「(第二百八十条第二項)」の下に「(及び第二百八十条の二)」を加える。

第六章 第三節に次の一款を加える。

第四十九条の四 補償契約及び役員のために締結される保険契約

第四十九条の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二章第三節第九款の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人について準用する。この場合において、これらの規定(同法第五十一条の三中「者に限る」の下に「次項において同じ」と、「前条第三項」の下に「(の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が厚生労働省令で定める方法である医療法人は、同項に規定する事業報告書等の要旨を公告することで足りりる。

第五十四条の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 社会医療法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第五十四条の三第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第五十四条の四第一号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第五十四条の五の二 社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第五十四条の五の次に次の一条を加える。

九の二 社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第五十四条の五の次に次の一条を加える。



第三十四条の次に次の二条を加える。  
(補償契約)  
**第三十四条の二** 組合が、役員に対しても次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。  
一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用  
二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失  
イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失  
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失  
二 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。  
一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分  
二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対しても前条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分  
三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部  
3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。  
4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。  
5 第三十三条の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第一百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。  
(役員のために締結される保険契約)  
**第三十四条の三** 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。  
2 第三十三条の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。  
3 民法第一百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに第三十九条中「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「部分を除く。」の規定を「第十一項まで」の下に「それぞれ」を加える。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
**第七十六条** 前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(次項において「新生衛法」という。)第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。  
2 この法律の施行前に生活衛生同業組合と保険者との間で締結された保険契約のうち生活衛生同業組合の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新生衛法第三十四条の三の規定は、適用しない。  
(社会保険労務士法の一部改正)  
**第七十七条** 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のようにより改定する。  
第二十五条の二十九第四項中「新所在地」の下に「従たる事務所を設け、又は移転したときにおいては、主たる事務所の所在地」を「当該事務所」の下に「従たる事務所を設け、又は移転したときにおいては、当該従たる事務所」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「従たる事務所を移転し、又は廃止したときにおいては、主たる事務所の所在地」を加える。  
(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
**第七十八条** 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)の一部を次のように改定する。  
附則第二十八条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。  
(医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部改正)  
**第七十九条** 医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十九号)の一部を次のように改定する。  
附則第一条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。  
附則第五条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。  
**第八章 農林水産省関係**  
(農村負債整理組合法の一部改正)  
**第八十条** 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のようにより改定する。  
第二十四条第一項中「第十七条(第三項ヲ除ク)」を「第十七条」に改め、「第二十条(第三項ヲ除ク)」を削り、「第十五号及第十六号」を「第十四号及第十五号」に改める。  
(農業協同組合法の一部改正)  
**第八十一条** 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のようにより改定する。  
第十六条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号」に改める。  
第三十五条の四第一項中「及び第四項」を「(第三号から第五号までを除く。)及び第四項」に改める。  
第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。  
第三十五条の六の次に次の二条を加える。  
**第三十五条の七** 組合が、役員に対しても次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の経営管理委員会にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。の決議によらなければならぬ。  
一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)  
第一百七条 前条の規定による改正後の内航海運組合法(次項において「新内航海運組合法」という。)  
第四十一条(内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する新会社法  
第四百三十条の二(第五項を除く。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に内航海運組合又は内航海運組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は監事を被保険者とするものについては、新内航海運組合法第四十一条(内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)  
第一百八条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十条第二号において「募集新株予約権」を「同号において「募集新株予約権」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第二十条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)  
第一百九条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「募集新株予約権(第二十七条第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条第一項並びに第二十七条第一号及び第五号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(東京地下鉄株式会社法の一部改正)  
第一百十条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「募集新株予約権(第十六条第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十六条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)  
第一百二十二条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「募集新株予約権(第二十二条第二号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十二条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(高速道路株式会社法の一部改正)  
第一百二十三条 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「募集新株予約権(第二十二条第二号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十一条第一項並びに第二十二条第一号及び第六号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び株式会社海

外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正)  
第一百二十三条 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第二十三条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第三号

二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十四号)第五条第一項、第三十五条及び第四十五条第一号

## 第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第一百二十四条 この法律(附則各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。、第三十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百五十五条の規定 公布の日

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。)並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第二百四十五条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(第十九条の二)の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。」を削る部分及び「事務所」との下に「、同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十二条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法(二)とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法(二)と「商業登記法第百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。)及び同法第六十条第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)及び同法第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七百七十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)を「第十九条の三

まで」に、「印鑑の提出」を「、第二十二条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。」、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「、第二十二条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。」、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第二百六十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及ぶ改正規定（次号に掲げる部分を除く。）第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定（第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六条を除く。）を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十二条から第二十七条规定（次号に掲げる部分を除く。）に改める部分に限る。）、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定（第十九条の二）の下に「、第十九条の三、第二十二条を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第一百四十五条」とを加える部分に限る。）、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（第十七条から）の下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「商業登記法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「商業登記法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第八十三条の改正規定（第十七条から）の下に「、第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第八十三条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六十五条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（第十七条から）の下に「、第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及第百三十二条を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第二百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第二百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。））、第三十三条第三項の規定、第二百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（第十九条の二）の下に「、第十九条の三、第二十二条を加える部分に限る。）並びに第二百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日



分を除く。)、第百条の規定(同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。)、第百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節 第百五十九条第三項から第五項まで及び第百六十条第一項の改正規定並びに同法第百六十八条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に「並びに第百三十二条を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「を削る部分に限る。」、第百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	高市早苗
法務大臣臨時代理	武田良太
国務大臣	財務大臣 麻生太郎
文部科学大臣臨時代理	竹本加藤
厚生労働大臣	赤羽直一
農林水産大臣	梶山勝信
経済産業大臣	一弘嘉志
国土交通大臣	江藤拓